

一般廃棄物の中間処理及び最終処分等に関する  
共同研究、試料提供、実証試験に係る取扱い要領

制定 令4. 7. 1

(目的)

第1条 一般廃棄物の中間処理及び最終処分等に関する共同研究、試料提供、実証試験に係る取扱い要綱（以下「要綱」という。）第15条の規定による本人確認に関する事務の処理は、要綱第16条の規定に基づきこの取扱い要領の定めるところによる。

(本人確認書類)

第2条 要綱第15条の規定により申請書の提出方法に基づく本人確認書類は、次の方法によるものとする。

	提出方法	本人確認書類 (提示または写しを求める)	本人確認書類に代わるもの
申請者 (代表者)	窓口	・代表者の運転免許証（本人確認書類）の提示。	(運転免許証のほか) 運転履歴証明書（平成24年4月1日以降発行のもの）、マイナンバーカード（個人番号はマスキングのこと）、住民基本台帳カード（顔写真付き）、在留カード、特別永住者証明書、旅券（パスポート）、身体障がい者手帳、療育手帳も可とします。
	郵送 メール	・代表者の運転免許証（本人確認書類）の写しを提出。	
担当者 (従業員)	窓口	・担当者の社員証（本人確認書類）の提示。	(社員証のほか) 健康保険被保険証、雇用保険被保険者通知書、市区町村が作成する住民税特別徴収税通知書等に記載された所属受注者名及び交付日により雇用関係が確認できるものも可とします。
	郵送 メール	・担当者の社員証（本人確認書類）の写しを提出。	